

企業会計基準公開草案第 56 号

「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」

企業会計基準適用指針公開草案 51 号

「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」

2014 年 4 月 24 日

(一社)日本経済団体連合会

経 済 基 盤 本 部

総論

今般の公開草案は、四半期においても、年度と同様に、「暫定的な会計処理が確定した場合に、企業結合時点に遡って確定した内容を反映する」ことを明確化したものであり、相当の内容であると考ええる。しかしながら、以下の点が不明瞭であるので、明確化を求めたい。また、本公開草案が確定した際には、金融庁の財規・開示府令等において不整合が無いか、金融庁と確認頂きたい。

各論

1. 定義上、四半期会計期間には第 4Q は含まれない。よって、公開草案の「企業結合日の属する四半期会計期間に遡って」という記載については、企業結合日・暫定会計処理日が、前年度の第 4Q であったケースは、四半期決算としては遡っての会計処理は行わないと理解される。また、同じケースで暫定会計処理の確定日が翌年度の第 4Q であるときも同様に理解される。これらの場合については、年度の会計処理に含めて、遡って会計処理を行うと理解されるが、この解釈でよいか確認したい。
2. 第 4Q を含めた各四半期別の企業業績の要約開示（現行四半期会計基準 70 項・70 項-2）において、遡って影響額を反映させるか否かについての取扱いが示されていないので、明確化して頂きたい。関連して、1. の「企業結合日・暫定会計処理日が、前年度の第 4Q であったケース」において、第 4Q は、暫定処理の数値なのか確定数値なのか不明である。確定数値であれば前年度の有価証券報告書の修正となる懸念もあり、明確化して頂きたい。
3. 適用指針(案)66 項(2)②について、「暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期会計期間の四半期財務諸表と併せて表示される前年度の財務諸表及び前年度における対応する期間の四半期財務諸表に、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、その見直しの内容及び金額を注記する」とある。波線の記載ぶりでは、あたかも重要な見直しを反映することが選択肢であるかの様に読めるため、誤解を生じさせる。表現ぶりを再考すべきである。
4. 前年の暫定処理の確定を当年度第 3Q に行う場合、公表済みの当年度の第 1 Q 及び第 2Q の確定後の数値に関しては、開示されない。この開示が行われないままに、翌年度において、比較情報及び前年度の四半期情報として開示されることになる。この場合、これらの比較情報及び前年度の四半期情報としての開示は、当然に確定後の数値によるものと考えるが、この旨を明確にしていきたい。

以 上